

## 翻訳一口メモ

### その 27

翻訳には「直訳」も「意訳」も必要（最終的にいきつくのは「適訳」のみ）

翻訳の技法として「直訳」、「意訳」、「超訳」がよく論じられる。実務翻訳を生業としている私としては、文章の正確さを求めるという点からすれば、直訳が正道であり、直訳で通じない文は意訳せざるを得ないというのが結論である。私が在籍していた翻訳会社の社長からは、「原文に対して素直に訳せ」ということを耳にたこができるほど聞かされたものであり、この社長の翻訳は読むたびに思うほど忠実で自然な訳文であった。

誤解のないよう言うておくと、ここでいう「直訳」とは「字句どおりの逐語訳」という意味でなく、翻訳物の元原稿に書いてある原作者の文章・表現をなるべく忠実に再現するということである。このテクニックは、「不即不離（つかず離れず）」の法則としてプロ翻訳者の間でおなじみの鉄則である。ここからさらに一步も二歩も突っ込んだ「意訳」には、原文の裏に潜むと思われる原作者の意図を翻訳者が解釈し別の表現や翻訳対象言語ならではの言い回しで正確な翻訳を試みるという行為が加わる。そうした解釈が運よくあっていたらいいが、間違っていたり、原文にない内容の不適で余計な追加・削除、原文の語句の誤った言い換えがあれば、忠実さが要である実務翻訳の翻訳者の領域を超えた越権行為となり、その結果致命的な誤訳に至ってしまうという多大な危険性を孕んでいるということになる。

原文のあらゆる文章を意識そして超訳している翻訳者の訳文（当然ながら実務翻訳文）をみたことがあるが、原文と突き合わせてみると、自分勝手な解釈、原文からは想像もつかない表現、原文にない余計な追加・補足が随所にみられ、よくぞここまで原文をいじくりまわせたもんだと唖然とさせられたことがある。

こうした翻訳は「誤訳」であり、先述した「不即不離」の法則に則り原作者が書いた文章からなるべくはずさずにできるかぎり近づけて（つまり、つかず離れず）四苦八苦して仕上げる「直訳」からも程遠いものであると断言できる。専門性が高い用語になるほど定義がはっきりと狭まりおのずと決まってくる技術文や契約書の翻訳でこんな翻訳をやったら大変なことになる。こういった文章の訳出は、見方を変えれば精密機械を仕上げる作業工程に似ているとも言えるからである。

「直訳」とは、原文理解のために欠かせぬプロセスであると同時に字句どおりでない表現で編み出された翻訳文のことである。一方の「意訳」は直訳ではどうしてもぎくしゃくし自然な訳語にどうしてもできない場合に表現をし直した文章だと言え、その両者には必ず「直訳」から「意訳」にいたる中間訳を辿るのものだと言えよう。そして「超訳」とは、訳文を作るにあたって原文はあくまでもヒント的なものとなり、原文からは想像もつかないような素晴らしい訳文をターゲット言語で表現するという超人技のことであろうから、

翻訳する本人も当然ながら両言語に精通した文学的な才能に恵まれた天才的な人たちでなければならぬと言えよう。

最近、北朝鮮の偽 100 ドル米札がマスコミをにぎわしたが、「スーパーノート」と呼ばれるその偽造紙幣は、専門家でも見分けがつかず、北朝鮮は 6 ヶ月ごとに欠点を補完し、すでによほど高性能の機械でなければ、確認が不可能なほど精巧になっているというから驚きだ。

ノーベル文学賞を受賞した川端康成の作品を英訳したエドワード・サイデンステッカー氏は次のような含蓄に富んだことを語っている。

My theory of translation is that it is imitation; it is counterfeiting. And the counterfeiter who makes George Washington on the dollar bill look handsomer than he was is not a good counterfeiter.

ここで同氏がいわんとすることは、翻訳業が偽物づくりだということではなく、偽札も本物に似ていなければ流通しないだろうから、本物（原文）にそっくりな訳文が世間で通用する訳文だということになるだろうか。

このことから、原文に忠実でありながらも、訳文としても優れた翻訳、つまりどちらが良いでも悪いでもなく拮抗しておりどっちが訳文で原文なのかがわからないような文章が翻訳の目指す最終目標なのではないだろうか。

以前にも述べたが、そこには「直訳・意識・超訳」に関係なく最終的に行き着くところが「適訳」しかありえず、100 点満点がない翻訳においては、誤訳は別として、翻訳者の表現力、語彙、語順の選択や選り好み（No.6 と No.8 を参照）、経験、調査した内容、参照した資料や辞書などによって多少の相違がもたらされ数通りの訳が必然的に生じてしまうのは致し方ないことだと思っている。

これだけ言ってもまだ「直訳」がまるで「誤訳・悪訳」の代名詞であり妥当な訳文でないと考えておられる「意識派・超訳派」である（いろいろな辞書と真剣に向き合わない）諸氏は、文芸翻訳の大御所である中村保男氏が語っている以下の提言を肝に銘じてもらいたい。

「翻訳の仕方には'直訳式'と'意識式'とがあり、両者はまったく別である、と考えている人がいるようだが、実はひとつの英文を訳すのにも、'直訳調'と'意識調'を混在させないと、うまい訳ができない（出典：英和翻訳表現辞典、研究社）」

最後にあくまでも「意識派・超訳派」を標榜する諸氏には、是非以下の翻訳に挑戦していただき、その自信と実力のほどを示していただきたいものである。

- (1) This novel reads well.
- (2) the problem of increased delay
- (3) He has to bear the whole burden of the cost on his own.
- (4) Always read the instructions completely before attempting a new procedure.

(5) Japan added police at railway stations in Tokyo and vowed to stand firm on Iraq after an Islamic militant group reportedly said Japan could be targeted by terrorists.

(6) The register of members, commencing from the date of the registration of the company, shall be kept at the registered office of the company or, in the case of an exempted company, at any other place within or without the Islands. Except in the case of an exempted company and when closed as hereinafter provided it shall, during business hours, subject to such reasonable restrictions as the company in general meeting may impose, so that no less than two hours in each day be appointed for inspection, be open to the inspection of any member gratis and to the inspection of any other person on payment of ten dollars or such less sum as the company may specify for each inspection; and every such member or other person may receive a copy of such register or any part thereof, or of such list or summary of members, on payment of one dollar for every page required to be copied. If such inspection or copy is refused, the company shall incur for each refusal a penalty of four dollars and a further penalty of four dollars for every day during which such refusal continues; and every director and manager of the company who knowingly authorises or permits such refusal shall incur the like penalty; and in addition to the above penalty, a Judge sitting in chambers may, by order, compel an immediate inspection of the register.

(7) ABC undertakes to XYZ to release, indemnify and hold harmless (on an after-tax basis) XYZ, its Associates and XYZ Partner Networks from and against any damages, costs, claims or liabilities whatsoever or howsoever arising directly out of any playing activities of the First Team, including, without limitation, claims for damage to property, nervous shock or personal injury to or the death of, any Player or any other person, and whether made or claimed during or after the Term, including all associated costs and expenses and any amounts which they or any of them may pay as a settlement or compromise of any such claims or liabilities subject to clause 11.1 The parties acknowledge and agree that in relation to any and all of the indemnities referred to in this Agreement, the indemnified party shall give the indemnifying party reasonable notice of any action or claim of which it becomes aware and shall make no comment or admission to any third party in respect thereof. The indemnifying party shall have the right to control the legal defence of such action or claim, including the right to select legal representatives of its or their choice and to compromise and settle any such claim or action. In connection with any such matter the indemnified party shall, at the request of the indemnifying party, provide the indemnifying party with reasonable cooperation and shall have the right, at its own cost and expense, to retain its own legal representatives.

(8) 「入を興し、出を制する」の経営の原点に立ち返って、不確定な要素を経営計画に織り込まない堅実な経営、まずは追い風環境であっても、向かい風環境であっても揺るがない経営基盤の確立が急務であり、私に課せられた責務であると考えております。

(9) グリースの潤滑性能は、主として基油の潤滑性能によって決まるので、潤滑油の選定の場合と同様に基油粘度を重視しなければならない。一般に、低温や高速には低粘度基油のグリースが適しており、高温や高荷重には高粘度基油のグリースが適している。しかし、グリースでは、増ちょう剤も潤滑性能に関係するので、潤滑油の場合と同一に扱うことはできない。

(10) 本契約が終了し借主が明け渡しを完了した後、貸主は借主に対し、原則として約1ヶ月間以内に物件引き渡し時の状態への原状回復費用（賃料の1ヶ月分相当額）を控除した残金を返還するものとする。但し汚損状況が著しく原状回復費用が賃料の1ヶ月分相当額を超過する場合、超過額は借主の負担とする。また、借主が貸主に対して債務がある場合、貸主は任意に敷金を以て借主の債務の弁済に充当することができるが、借主の側から敷金を以て、賃料等の債務との相殺を主張することはできない。退室時のクリーニング代及びリフォーム代は別紙「賃貸住宅紛争防止条例に基づく説明書」に基づくものとする。

原文の内容をできる限り正確・忠実に伝えることが使命である実務翻訳の世界では、「直訳」＝「誤訳・悪訳」であるとしてあざ笑う人は最終的にその当人が嘲笑の対象となるのではないだろうか（いいかげんな訳・あてずっぽう訳・ごまかし訳・でたらめ訳・フィーリング本位の訳・粗々しい訳出文といった悪訳や不適当な訳はわかる人が見れば分かるし、訳文が数年から数十年にわたってデータや印刷物として残されることから・・・）。

以上、これにて 27 回目終わり。